

水質汚濁防止法有害物質一覧（水質汚濁防止法施行令第2条）

	有害物質の種類
1	カドミウム及びその化合物
2	シアン化合物
3	有機燐化合物（ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）及びエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）に限る。）
4	鉛及びその化合物
5	六価クロム化合物
6	砒素及びその化合物
7	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
8	ポリ塩化ビフェニル
9	トリクロロエチレン
10	テトラクロロエチレン
11	ジクロロメタン
12	四塩化炭素
13	一・二ジクロロエタン
14	一・一ジクロロエチレン
15	一・二ジクロロエチレン
16	一・一・一トリクロロエタン
17	一・一・二トリクロロエタン
18	一・三ジクロロプロペン
19	テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）
20	二クロロ一四・六一ビス（エチルアミノ）一s一トリアジン（別名シマジン）
21	S一四一クロロベンジル=N・N一ジエチルチオカルバマート（別名チオベンカルブ）
22	ベンゼン
23	セレン及びその化合物
24	ほう素及びその化合物
25	ふっ素及びその化合物
26	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
27	塩化ビニルモノマー
28	一・四ジオキサソ